

平成 31 年 2 月 22 日

## 放射性セシウムに係る牛の検査について

このことについて、平成 31 年 2 月 27 日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

県内唯一のと畜場である富山食肉総合センター（射水市新堀 28-4）に搬入された牛の放射性セシウムの検査については、平成 23 年 8 月 1 日から、県が実施してきており、これまでの検査結果は、すべて食品衛生法の基準値に適合しています。

また、他の都道府県においても、平成 25 年以降は国の定める基準値を超えた牛肉は確認されておらず、検査の方法は、と畜場による自主検査が主体となってきています。

このため本県においても、平成 31 年 2 月 27 日から、同と畜場を運営する(株)富山食肉総合センターが、まず、スクリーニング検査を実施することとし、国の定める基準値 100Bq（ベクレル）/kg の 1/2 である 50Bq/kg 以上の値が出た場合には、県が再検査を実施し結果の公表を行うこととしますのでお知らせします。

※ 詳細は、県のホームページをご覧ください。

( <http://www.pref.toyama.jp/sections/1118/201103eq/housyanou-agri.html> )